

自贸区内外新设外商投资企业流程和政府手续的主要差异

近期，不少客户向律师咨询到中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）内新设企业，可以享受哪些优惠政策，同时，与在自贸区外设立企业相比，有哪些主要的差异。以下，就自贸区内外新设外商投资企业的流程和政府手续方面的差异，律师简要介绍如下。

1. 自贸区外新设外商投资企业的通常流程

下述流程，律师以需要进行外商投资项目审批的外商投资企业（例如，生产型企业）设立为例（诸如贸易企业等非生产型企业的设立，如果不涉及项目审批，那么，设立流程在下述流程基础上更为简化）。

- ①. 项目审批部门（通常是发改委部门）立项
 - ②. 规划部门规划审批/土地部门用地审批/环保部门环评审批等
 - ③. 工商部门企业名称预先核准
 - ④. 项目审批部门（通常是发改委部门）项目核准
 - ⑤. 商务部门设立审批（合同、章程审批）
 - ⑥. 工商登记
 - ⑦. 税务、外汇、海关等多部门的登记
- ※办理顺序可能因实际情况而有所变化。

2. 自贸区内新设外商投资企业的通常流程

下述流程，律师以外商投资项目在《[中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）](#)》（以下简称“《负面清单》”）领域外，且在《政府核准的投资项目目录》范围外的外商投资企业设立为例。

- ①. 工商部门企业名称预先核准
- ②. 网上一表填报申请信息
- ③. 向一口受理窗口（即，工商部门）提交材料
相关部门内部审核备案，完成项目备案/企业设立备案/质监登记/税务登记等手续
- ④. 至一口受理窗口领取项目备案意见以及营业执照、组织机构代码证、税务登记证等
- ⑤. 凭项目备案意见办理规划、用地、环评、建设等手续

但是，如果外商投资项目在《负面清单》的领域内或在《政府核准的投资项目目录》的范围内，

自由贸易区内外での外商投資企業新設手順および政府手続きの主な違い

昨今、筆者は、少なからぬ企業から中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）内での企業新設、享受できる優遇政策、また、自由貿易区外での企業設立と比較して主にどのような違いがあるかについて問い合わせを受けている。自由貿易区内外での外商投資企業新設の手順と政府手続きに関する違いについて、筆者は以下の通り簡潔にまとめた。

1. 自由貿易区外での外商投資企業新設の通常の手順

以下の手順では、外商投資プロジェクト審査許可を必要とする外商投資企業（例えば、生産型企業）の設立を例としている（貿易企業など非生産型企業の設立において、プロジェクト審査許可を必要としない場合、設立手順は下記手順をより簡略化したものとなる）。

- ①. プロジェクト審査許可部門（通常は發展改革委員会部門）でのプロジェクト立上げ申請
 - ②. 計画部門での計画の審査許可/土地部門での用地の審査許可/環境保護部門での環境影響評価審査許可など
 - ③. 工商部門での企業名称仮認可
 - ④. プロジェクト審査許可部門（通常は發展改革委員会部門）でのプロジェクト認可
 - ⑤. 商務部門での設立審査許可（契約、定款の審査許可）
 - ⑥. 工商登記
 - ⑦. 税務、外貨、税関など複数の部門での登記
- ※手続き手順は実際の状況に応じて変わる場合もある。

2. 自由貿易区内での外商投資企業新設の通常の手順

以下の手順においては、外商投資プロジェクトが「[中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）](#)」（以下「ネガティブリスト」という）の分野以外で、且つ「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象外である外商投資企業の設立を例としている。

- ①. 工商部門の企業名称仮認可
- ②. オンライン申請表への申請情報の記入申告
- ③. ワンストップ受理窓口（即ち、工商部門）への資料提出
関係部門で内部審査を行い、プロジェクトの届出/企業設立の届出/品質監督登記/税務登記などの手続きを完了する。
- ④. ワンストップ受理窓口にてプロジェクト届出意見および営業許可証、組織機構コード証、税務登記証などを受領
- ⑤. プロジェクト届出意見に基づいた計画、用地、環境影響評価、建設などの手続き

ただし、外商投資プロジェクトが「ネガティブリスト」の分野に該当し、または「政府認可の投資プロジェクト目録」

那么，其设立流程就会比较复杂。通常来说：

- 外商投资项目在《负面清单》领域内，需要办理项目核准以及设立审批。（审批部门通常是自贸区管委会，其涵盖了发改委和商务部门的相关职能，根据项目内容和规模可能有所差异；下同。）
- 外商投资项目在《负面清单》领域外，但在《政府核准的投资项目目录》范围内，则需要办理项目核准手续，但设立审批代之以设立备案。

需要提示的是，属于上述两种的情况下，目前仍有以下问题在实务操作中尚未完全明确，后续需要进一步关注：

- 是否可以先设立企业（获得营业执照）、再办理项目核准？——自贸区相关法规未予以明确，律师理解，先设立企业（获得营业执照）是可行的。但是，可能需要承担项目后续未获得核准的风险。
- 规划、用地、环评、建设等审批手续具体在哪个阶段办理？——取决于先设立企业（获得营业执照），还是先办理项目核准。

3. 自贸区内外新设外商投资企业流程的主要差异

程序	区外	区内
立项	根据法律法规在企业设立前需要先行项目核准的，都应在项目审批部门（通常是发改委部门）立项备案。	不需要立项程序。
项目核准	根据法律法规在企业设立前需要先行项目核准的，需在完成规划、用地、环保等审批手续后，由项目审批部门（通常是发改委部门）进行项目核准。	- 项目在《负面清单》的领域内，仍需项目核准。 - 项目在《负面清单》的领域外，但在《政府核准的投资项目目录》范围内，仍需项目核准。

の対象である場合は、その申請手順が複雑になり、通常は以下の通りである。

- 外商投資プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当するである場合、プロジェクト認可および設立審査許可の手続きが必要となる。（審査許可部門は通常では自由貿易試験区管理委員会であり、それは発展改革委員会と商務部門の関連職能を網羅しているが、プロジェクトの内容と規模により異なる場合がある。以下同じ。）
- 外商投資プロジェクトは「ネガティブリスト」分野に該当しないが、「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象である場合、プロジェクト認可手続きが必要となるが、設立審査許可の手続きは設立の届出に替わる。

留意点として、上記二つの状況に該当する場合につき、実務において現時点では依然として以下の問題が完全には明確にされておらず、引き続き注目する必要がある。

- 先行して企業を設立（営業許可証取得）した後にプロジェクト認可手続きを行なってもよいのか。——自由貿易区関連法規では明確にされていないが、筆者は、先行して企業を設立（営業許可証取得）することができると考える。ただし、プロジェクトが未だ認可を受けていないことのリスクを負うことになる。
- 計画、用地、環境影響評価、建設などの審査許可手続きは具体的にはどの段階で行うのか。——先行して企業を設立（営業許可証取得）するのか、それともプロジェクト認可手続きを行うのかによって決まる。

3. 自由貿易区内外での外商投資企業新設手順の主な違い

手順	区外	区内
立案	法律法規に基づき、企業の設立前に先行してプロジェクトの認可が必要な場合、プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）でプロジェクト立上げの届出を行わなければならない。	プロジェクト立上げの手順は不要である。
プロジェクト認可	法律法規に基づき、企業の設立前に先行してプロジェクトの認可が必要な場合、計画、用地、環境影響評価などの審査許可手続きを完了した後に、プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）がプロジェクトの審査認可を行う。	- プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当する場合、依然としてプロジェクト認可が必要である。 - プロジェクトは「ネガティブリスト」分野に該当しないが、「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象である場合、依然としてプロジェクト認可が必要である。

		项目在《负面清单》的领域外，且在《政府核准的投资项目目录》范围外，不需要项目核准，代之以项目备案。
合同章程审批	需要进行合同章程审批。	- 项目在《负面清单》的领域内，仍需要合同章程审批。 - 项目在《负面清单》的领域外，不需要合同章程审批，代之以备案。

4. 自贸区内外商投资企业相关政府手续的主要差异

除了新设流程方面的差异外，在政府手续等方面，自贸区内外商投资企业也有差异，主要包括：

项目	区外	区内
登记受理部门和时限	- 由各政府主管部门分别接收申请资料，分别发放文书或证照。 - 各政府手续所需时限较长。	- 由一口受理窗口（即，工商部门）统一接收工商部门、管委会、质监部门和税务部门的申请材料，后续由一口受理窗口统一发放各类文书或证照。 - 一口受理所需时限大幅缩短。
从事经营活动	“先证后照” 经营范围包括一般经营项目和其他许可经营项目的，需待许可经营项目获得许可证或	“先照后证” 经营范围包括一般经营项目和其他许可经营项目的，可以先取得营业执照。

		プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当せず、且つ「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象外である場合、プロジェクト認可は不要であり、設立届出に替わる。
契約定款審査許可	契約定款の審査許可を行わなければならない。	- プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当する場合、依然として契約定款審査許可が必要である。 - プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当しない場合、契約定款審査許可は不要であり、届出に替わる。

4. 自由貿易区内外での外商投資企業新設に関する政府手続きの主な違い

新設手順における違いの他、政府手続きなどにおいても、自由貿易区内外では違いがあり、主に以下のものが含まれる。

プロジェクト	区外	区内
登記受理部門および時間	- 各政府主管部门は個別に申請資料を受理し、個別に文書または証書を発行する。 - 各政府手続きの所要時間は長い。	- ワンストップ受理窓口（即ち、工商部門）が、工商部門、管理委員会、品質監督部門および税務部門の申請資料を一括で受理し、その後ワンストップ受理窓口から各種文書または証書をまとめて発行する。 - ワンストップ受理により所要時間が大幅に短縮される。
経営活動への従事	「許可取得後の営業許可証取得」 経営範囲に一般経営範囲およびその他の許可が必要な経営項目が含まれる場合、許	「営業許可証取得後の許可取得」 経営範囲に一般経営範囲およびその他の許可経営項目が含まれる場合、先行して営業許可証

	批文后,方能取得营业执照,再开始从事一般经营项目和其他许可经营项目。	- 一般经营项目,在取得营业执照后,即可从事。 - 其他许可经营项目,待获得许可证或批文后,方能从事。		可が必要な経営項目の許可証または許可文書を取得してはじめて営業許可証を取得することができ、その上で一般経営事業およびその他の許可経営事業を開始する。	を取得することができる。 - 一般経営項目については、営業許可証を取得した後、直ちに從事することができる。 - その他の許可が必要な経営項目については、許可証または許可文書を取得した後に、從事することができる。
注 册 資 本	- 法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额有规定的,按相关规定执行。 - 除有特定规定外,一般注册资本登记条件如下: ①. 有限责任公司最低注册资本 3 万元; ②. 一人有限责任公司最低注册资本 10 万元; ③. 股份有限公司最低注册资本 500 万元的规定; ④. 公司设立时全体股东(发起人)的首次出资额不得低于注册资本的 20%,也不得低于法定注册资本最低限额; ⑤. 公司全体股	- 法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额有规定的,按相关规定执行。 - 取消左侧区外一般注册资本登记条件的限制。注册资本实施认缴登记制(公司股东或发起人应当对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定,并记载于公司章程)。	登 録 資 本	- 法律、行政法规、国务院の決定で特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、関連規定に基づき実施する。 - 特定規定がある場合を除き、通常登録資本登記条件は以下の通りである。 ①. 有限責任会社の最低登録資本は 3 万元。 ②. 一人有限責任会社の最低登録資本は 10 万元。 ③. 株式会社の最低登録資本は 500 万元。 ④. 会社設立時の全株主(発起人)の初回出資額は登録資本の 20%を下回ってはならず、法定の登録資本最低限度額を下回ってはならない。 ⑤. 会社全株	- 法律、行政法規、國務院の決定で特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、関連規定に基づき実施する。 - 左記の区外における通常の登録資本登記条件に関する規制を取り消す。登録資本は引受登記制を実施する(会社株主または発起人は自己の出資引受額、出资方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載しなければならない)。

	东(发起人)的货币出资额占注册资本的30%; ⑥. 公司股东(发起人)缴足出资的期限为两年,投资公司可以在五年内缴足。	
企业年检	企业年度检验 - 在每年规定期限内,由政府主管部门联合对企业相关登记事项进行定期检查。 - 逾期或弄虚作假的,可能被吊销营业执照。	企业年度报告公示 - 在每年规定期限内,通过信息公示系统报送年度报告并向社会公示。 - 企业对年度报告的真实性、合法性负责。逾期公示年度报告的,被列入经营异常名录。

综上,自贸区相关政策参考了不少国际通行做法,因此,与在自贸区外新设外商投资企业相比,在自贸区内新设外商投资企业可以享受一系列优惠、便利措施。当然,由于自贸区刚刚设立,相关配套制度或措施还在陆续出台中,因此,后续还需要进一步关注。

(里兆律师事务所 2013 年 12 月 20 日编写)

	主(发起人)の現金出資額は登録資本の30%を占める。 ⑥. 会社株主(发起人)の全額出資期限は2年であり、投資会社であれば5年以内でよい。	
企業年度検査	企業年度検査 - 毎年所定の期限内に、政府主管部門は共同で企業の関連登記事項に対し定期検査を行う。 - 期限を過ぎ、または虚偽があった場合、営業許可証を取り上げられるおそれがある。	企業年度報告公示 - 毎年所定の期限内に、情報公開システムを通じて年度報告を送付した上で、社会に対し公表する。 - 企業は年度報告の真实性、適法性について責任を負う。期限内に年度報告を公表しなかった場合、経営異常名簿に記載される。

以上の通り、自由貿易区関連政策は多くの国際的に通用している方法を参考にしており、自由貿易区外に比べ、自由貿易内での外商投資企業の新設は一連の優遇、便宜的措置を享受することができる。なお、自由貿易区は設立されたばかりであるため、関連付帯制度または措置が続々と公布されており、今後も更に注目していく必要がある。

(里兆法律事務所が 2013 年 12 月 20 日付で作成)